

防災に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策に従事する職員の防災に対する意識を啓発するとともに、災害発生時における適正かつ迅速な行動をとるための判断力を養うことにより、松戸市地域防災計画に基づく災害応急対策の円滑な運営を図ることを目的とする。

(防災主任の設置)

第2条 課（松戸市災害対策本部規程（昭和47年松戸市訓令甲第11号）第2条の規定により本部を組織する課等をいう。）に防災主任1人を置く。

2 前項に規定する課の所属長（以下「所属長」という。）は、当該課の課長補佐相当の職にある者のうちから防災主任を指名する。ただし、所属長は、特に理由があるときは、その他の職員のうちから指名することができる。

3 所属長は、防災主任を指名し、又は変更したときは、速やかに防災主任指名（変更）届出書（第1号様式）により松戸市地域防災計画を分掌する課の長（以下「防災主務課長」という。）に報告しなければならない。

(防災主任の職務)

第3条 防災主任は、所属長の命を受け次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 職場内における防災の研修の実施に関すること。
- (2) 勤務時間外における災害配備連絡表の作成に関すること。
- (3) 松戸市地域防災計画の修正に関すること。
- (4) 災害時に必要な情報の収集、伝達方法等の訓練についての連絡調整に関すること。

(防災知識の啓発)

第4条 防災主務課長は、毎年度防災研修計画を立て、松戸市地域防災計画に定める防災知識の啓発を図るため防災主任に対し研修を実施するものとする。

2 防災主任は、前項に規定する研修の内容について所属長に報告するとともに、所属職員に周知するため課内研修を行うものとする。

(課内研修の実施等)

第5条 所属長は、毎年度課における防災研修計画書（第2号様式）を作成し防災主務課長に提出するものとする。

2 所属長は、防災主任が前条第2項の規定による課内研修を行ったときは、速やかに防災研修実施結果報告書（第3号様式）により防災主務課長に報告するものとする。

(勤務時間外の連絡方法)

第6条 所属長は、松戸市地域防災計画の勤務時間外における配備体制に応じた連絡方法を定め、災害配備連絡表（第4号様式）により、原則として人事異動発令後速やかに防災主務課長に報告するものとする。

(松戸市地域防災計画の修正)

第7条 所属長は、松戸市地域防災計画について修正の必要が生じたときは、松戸市地域防災計画修正書（第5号様式）を防災主務課長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

第1号様式 ～ 第5号様式 （省略）

松戸市盛土事業規制要綱

〔昭和62年2月20日
松戸市告示第28号〕

(目的)

第1条 この要綱は、土地の埋立て又は盛土行為（以下これらを「盛土事業」という。）について必要な規制をすることにより、降雨による住居等に対する浸水被害の防止及び軽減に資することを目的とする。

(盛土事業規制区域)

第2条 市長は、別表に掲げる地域で、盛土事業を規制する必要があると認める区域を盛土事業規制区域（以下「規制区域」という。）として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、規制区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(適用)

第3条 この要綱は、規制区域において施行される盛土事業について適用する。ただし、住居等に対する浸水被害の防止若しくは軽減又は住居等の建築を目的として行う盛土事業については、この限りではない。

(協議)

第4条 盛土事業を施行する者は、その土地の所有者と共同して、あらかじめ盛土事業協議申出書（第1号様式）を提出し、次に掲げる事項について、市長と協議し、指導を受けるものとする。

- (1) 埋立て、盛土の高さの制限
- (2) 土砂流出防止対策
- (3) 盛土事業施行中の安全対策
- (4) 盛土事業予定区域（以下「予定区域」という。）又は周辺地域の道路、水路等の公共施設の破損防止対策
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 予定区域、隣接土地及び搬入路（公道から予定区域までの間をいう。以下同じ。）となる土地を明示した公図の写し（土地所有者の住所及び氏名を明記すること。）
- (3) 土砂等の搬入経路図（市内の全経路について縮尺1万分の1以上の図面に明示すること。）
- (4) 予定区域の盛土事業の平面図及び断面図
- (5) 予定区域の土砂流出防止対策に関する図書等（ただし、市長は、盛土事業の位置及び盛土の高さに応じ、省略させることができる。）
- (6) 前項第3号及び第4号に規定する対応策に関する図書等
- (7) 関係各課その他関係機関との協議報告書
- (8) 誓約書（第2号様式。盛土事業主（盛土事業を施行する者及び当該土地所有者をいう。以下同じ。）が法人である場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。）
- (9) 盛土事業主の印鑑登録証明書
- (10) その他市長が必要と認める図書

3 第1項の申出書及び前項第10号の誓約書に押印する印は、印鑑登録されているものとする。

(盛土事業協議済書の交付等)

第5条 市長は、前条の申出に基づき協議したときは、盛土事業主に盛土事業協議済書（第3号様式。以下「協議済書」という。）を交付するものとする。

2 盛土事業主は、協議済書に従い、盛土事業を施行するものとする。

(盛土事業の開始)

第6条 盛土事業主は、協議済書の受領後、盛土事業を開始する日の7日前までに、盛土事業開始届（第4号様式。以下「開始届」という。）を市長に提出するとともに、盛土事業施行区域（以下「施行区域」という。）に盛土事業標示板（第5号様式）を設置するものとする。

2 開始届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協議済書の写し
- (2) 施行区域、隣接土地及び搬入路の土地を明示した公図の写し（土地所有者の住所及び氏名を明記すること。）

- (3) 土地登記簿謄本（施行区域、隣接土地及び搬入路の土地のもの）
- (4) 施行区域の土地について所有権以外の権利を有する者がいる場合は、その者の承諾書
- (5) 盛土事業の契約書の写し
- (6) 盛土事業を施行するため民地等を通行する場合は、その土地所有者の承諾書（第6号様式）
- (7) 道路又は水路を占用する場合は、その許可書の写し
- (8) 盛土事業主の印鑑登録証明書（開始届に押印する印が盛土事業協議申出書に押印した印と同一である場合を除く。）
- (9) その他市長が必要と認める図書
（盛土事業の変更等）

第7条 盛土事業主は、協議済書の受領後、当該盛土事業の内容を変更しようとするときは、盛土事業変更届（第7号様式）を提出し、市長の承諾を得るものとする。

2 盛土事業主は、協議済書の受領後、当該盛土事業を廃止しようとするときは、盛土事業廃止届（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（報告）

第8条 盛土事業主は、市長が必要と認めるときは、盛土事業の進捗状況等について市長に報告するものとする。

（完了報告等）

第9条 盛土事業主は、盛土事業が完了したときは、完了後7日以内に盛土事業完了報告書（第9号様式）を市長に提出し、当該盛土事業が協議済書の内容に適合するものであることについて、確認を受けるものとする。

（指導）

第10条 市長は、この要綱に規定する手続きを経ないで盛土事業を施行している者又は協議済書の内容に違反して盛土事業を施行している盛土事業主に対して、この要綱の目的を達成するため必要な指導をするものとする。

（立入調査）

第11条 市長は、盛土事業を施行する者又は当該土地所有者のいずれかの同意を得て職員を施行区域に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

（適用除外）

2 この告示は、この告示施行の際現に施行中の盛土事業については適用しない。

別表

大字	字
根木内	霜田、新宿下、北の台、代城、葉中
中和倉	稻荷下沖、稻荷下、荒井堤東
松飛台	中関
串崎新田	上関
小金飛地	細沼
馬橋	相坪、広手
栄町	一丁目～八丁目、西一丁目～西五丁目
古ヶ崎	稻荷前、三枚田、供養塚、松戸分、甚兵衛沼、庚塚、曾根裏、堤添、一丁目～四丁目
日暮	前、宮ノ下、川間、はぬきまえ、山ノ下、ぶたい
河原塚	橋戸、高田、初崎、庚申前
和名ヶ谷	関場、久保田、宮ノ下、和田、東下
大橋	松木下、土橋下、坂下、前田、寺之下、辺田ノ下、国分境
紙敷	新橋、初崎、下ノ宮、山ノ下、土橋、妙見下
秋山	弁天、北井戸、北
小山	堤際、外畑、西田
上矢切	神明脇、神明前、寺後、菰田、鎌田、杉山、川端道、芝原、勢至下、古川、草生、沼淵、屋敷添

第1号様式～第9号様式 (省略)

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表

千葉県災害救助法施行細則による（平成26年10月現在）

救助の種類	対 象	費用の限度額等						期 間		
避難所	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費等で次の範囲内の額 ・基本額 避難所設置費 1人1日 310 円 ・加算額 冬季(10月～3月)は別に定める額 福祉避難所を設置した場合は、高齢者等への特別な配慮に必要な当該地域における通常の実費を加算						災害発生の日から7日以内		
応急仮設住宅	住家が全壊(焼) 流失し、自らの 資力では住宅を得ることができない者	1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とし、1戸当たり2,530,000円以内 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用する施設を設置でき、施設の規模、設置費用は別に定められる。 応急仮設住宅に代えて、賃貸住宅の居室を借上げることができる。						災害発生の日から20日以内に着工		
炊き出しその他による食品の給与	1)住家の全壊(焼)、半壊(焼)、流失、床上浸水等による避難所収容者で、炊事のできない者 2)被害を受け一時縁故地等に避難する必要のある者	1)主食費、副食費、燃料費等とし、1人1日当たり1,040円以内 2)一時縁故地等へ避難する場合は、3日分以内を現物で支給						災害発生の日から7日以内		
飲料水の供給	災害のため飲料水を得ることができない者	水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品及び資材費として当該地域における通常の実費とする。						災害発生の日から7日以内		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊(焼)、半壊(焼)、流失、床上浸等により、生活に必要な被服、寝具その他日用品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	下表の金額の範囲内とし、夏(4月～9月)、冬(10月～3月)の季別は災害発生の日とする。 (品目の範囲) ・被服、寝具及び身の回り品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料						災害発生の日から10日以内		
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯		6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円		51,200円	7,500円
			冬	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円		78,100円	10,700円
		半壊 半焼 床上浸水	夏	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円		18,000円	2,500円
冬	9,400円		12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円			
医療	医療のみちを失った者(応急的処置)	1)救護班による場合は、使用した薬剤等の実費 2)病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3)施術者(柔道整復師等)による場合は、協定料金の額以内 (医療の範囲) ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護						災害発生の日から14日以内		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産のみちを失った者	1)救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2)助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額 (助産の範囲) ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給						分べんした日から7日以内		

救助の種類	対 象	費用の限度額等	期 間
被災者の救出	1)災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2)生死不明な状態にある者	救出のための機械器具等の借上費等当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	1)住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理ができない者 2)大規模な補修を行わなければ居住が困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、1世帯当たり547,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内
生業に必要な資金の貸与	住家の全壊(焼)、流失により、生業の手段を失った世帯	生業に必要な資金で、1件当たり次の範囲内の額 ・生業費 30,000 円 ・就職支度費 15,000 円 資金の貸与 ・貸与期間 2年以内 ・利子 無利子	災害発生の日から1ヵ月以内
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1)教科書等の実費 ・小学校児童及び中学校生徒:教育委員会に届け出又は承認された教科書及び教材 ・高等学校等生徒:正規の授業で使用する教材 2)文房具、通学用品は、1人当たり次の範囲内の額 ・小学校児童 4,100 円 ・中学校生徒 4,400 円 ・高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具、通学用品) 15 日以内
埋葬	災害の際に死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり次の範囲内の額 ・大人(12歳以上) 206,000 円 ・小人(12歳未満) 164,800 円 (埋葬の範囲) ・棺(付属品を含む。) ・埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10 日以内
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費等で、当該地域における通常の実費	災害発生の日から10 日以内
死体の処理	災害の際に死亡した者	1)洗浄、消毒等費用 1体当たり3,400 円以内 2)一時保存費用 ・既存建物利用の場合は、当該施設の借上費について通常の実費 ・既存建物を利用できない場合は、1体あたり5,200 円以内 ・ドライアイス等が必要な場合は、当該地域における通常の実費 3)検案費用 救護班以外の場合は慣行料金	災害発生の日から10 日以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて居住できない状態にあり、自らの資力では除去できない者	除去のために必要な機械等の借上費、輸送費、賃金職員等雇上費で、1世帯当たり133,900 円以内	災害発生の日から10 日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費		次の場合の輸送費及び賃金職員等雇上費で、当該地域における通常の実費 ・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分	当該救助の実施が認められる期間

実費弁償

範囲	費用の限度額(1人1日当たり)	期間
災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1)日当 1人1日当たり、次の範囲内の額 ・医師・歯科医師 24,100円 ・薬剤師等 14,600円 ・保健師、助産師、看護師等 15,000円 ・救急救命士 15,700円 ・土木技術・建築技術者 15,600円 ・大工 24,000円 ・左官 23,000円 ・とび職 23,200円 2)時間外勤務手当 1)に定める日当額を基礎とし、職員の給与に関する条例に定める時間外勤務手当に相当する額以内 3)旅費 職員の旅費に関する条例(昭和二十九年千葉県条例第七号)に定める旅費に相当する額以内	
災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とする。	

風水害関係の気象警報・注意報の発表基準

松戸市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警 報	大 雨	(浸水害)	雨量基準	3時間雨量 70mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	125
	洪 水		雨量基準	3時間雨量 70mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	3時間雨量40mmかつ流域雨量指数 江戸川流域=8
	暴 風		平均風速	20m/s 以上
	暴風雪		平均風速	20m/s 以上 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ 20cm 以上
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
注意報	大 雨		雨量基準	3時間雨量 40mm
			土壌雨量指数基準	100
	洪 水		雨量基準	3時間雨量 40mm
			流域雨量指数基準	—
			複合基準	3時間雨量30mmかつ流域雨量指数 江戸川流域=8
	強 風		平均風速	13m/s 以上
	風 雪		平均風速	13m/s 以上 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	24時間降雪の深さ 5 cm 以上
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融 雪			
	濃 霧		視 程	100m
	乾 燥		最小湿度 30%で、実効湿度 60%以下	
	なだれ			
	低 温		夏季(最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下	
霜		4月1日～5月31日 最低気温4℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報				1時間雨量